

衆議院政治改革に関する特別委員会ニュース

【第219回国会】令和7年12月9日（水）、第4回の委員会が開かれました。

- 1 ①政治資金規正法の一部を改正する法律案（大野敬太郎君外3名提出、第217回国会衆法第4号）
②政治資金規正法の一部を改正する法律案（古川元久君外3名提出、衆法第2号）
③政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案（長谷川淳二君外8名提出、衆法第8号）
・各案及び①に対する修正案について、提出者勝目康君（自民）、長谷川淳二君（自民）、阿部圭史君（維新）、金村龍那君（維新）、臼木秀剛君（国民）及び中川康洋君（公明）並びに修正案提出者勝目康君（自民）及び長谷川淳二君（自民）に対し質疑を行いました。
(質疑者) 根本拓君（自民）、櫻井周君（立憲）、青柳仁士君（維新）、森ようすけ君（国民）、中野洋昌君（公明）、高井崇志君（れ新）、塩川鉄也君（共産）、福島伸享君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

根本拓君（自民）

衆法第2号

- ア 企業・団体献金の全面禁止という立場を取らなかった理由
- イ 企業・団体献金の受皿規制を導入する狙い
- ウ 企業・団体献金を受領可能な政党支部をいわゆる都道府県連に限定した理由
- エ 受皿規制の理由として挙げられている企業・団体献金と政治家本人の財布の切離しの具体的な内容
- オ 政治団体から政党及び政治資金団体への献金について受皿規制を設けていない理由

櫻井周君（立憲）

（1）衆法第2号

- ア 本則部分の成立を期すために附則第3条に規定されている政党法制の条項を削除するとの提案に対する法律案提出者の見解
- イ 形式的には都道府県連に企業・団体献金がなされ、その献金が都道府県連から他の政党支部に送金されるといった迂回的献金が行われることの懸念
 - ア 都道府県連が寄附を受領した旨を収支報告書に記載した場合、政治資金規正法上の虚偽記載に当たるかの確認
 - イ いわゆる迂回的献金に当たるとの認定が難しいケースを考えられる中、受皿規制の実効性を担保する方法

（2）衆法第8号

- ア 第2条第1項に規定する「国会に置かれる学識経験を有する者により構成される合議制の組織」の具体的な内容
- イ 第2条の内容は法律事項であるか否かの確認
- ウ 衆法第8号が法律案として成立しているといえるのか否かの確認

（3）維新に衆法第2号に賛成してほしいとの要望に対する法律案提出者（維新）の所見

（4）第217回国会衆法第4号における会社等の寄附に関する状況を明らかにするための措置

- ア 同一の企業・団体から一の政党の複数の政党支部が献金を受領した場合は、当該企業等について名寄せするかの確認
- イ アの場合のうち、5万円以下の献金を複数の政党支部にした企業等について、その合計額が5万円超となつても、名寄せの対象とならず公開されないのであれば、本法律案は公開強化にならないとの懸念に対する法律案提出者の見解

青柳仁士君（維新）

衆法第2号

- ア 会社、労働組合、職員団体及びその他の団体から政党及び政治資金団体への寄附について受皿規制をする一方、政治団体からの寄附について規制しない理由
- イ 政党及び政治資金団体からそれ以外の政治団体にする政治資金の寄附については、制限がない上に透明化もされない点を本法律案で措置していない理由
- ウ 政治資金団体については政党と同一の区分とし、本法律案でも制限を設けず透明化もしない理由
- エ 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする寄附の年間上限額を1億円とした根拠

森ようすけ君（国民）

- (1) 企業・団体献金についての衆法第8号提出者（維新）の現状の考え方
- (2) 連立与党であるにもかかわらず、維新が第217回国会衆法第4号に対する修正案を自民と共に提出しなかった理由
- (3) 第217回国会衆法第4号に対する修正案における企業・団体献金の受皿規制は不十分であると考えているとの認識でよいかについての法律案提出者（維新）への確認
- (4) 衆法第2号に対する衆法第8号提出者（維新）の考え方
- (5) 企業・団体献金を受けることができる政党支部について、これを制限する内容の第217回国会衆法第4号に対する修正案を出した一方で、その範囲等の在り方を検討する内容の衆法第8号も出した理由及び同修正案の受皿規制が甘いために衆法第8号を出したのではないかという考え方に対する法律案提出者（自民）の見解
- (6) 第217回国会衆法第4号に対する修正案提出者が想定している指定政党支部の数
- (7) ガバナンスの観点からも、企業・団体献金を受けることができる政党支部を都道府県連に限るべきであるとの考え方についての法律案提出者（自民）の見解

中野洋昌君（公明）

- (1) 衆法第8号
 - ア 維新は企業・団体献金の禁止を引き続き訴えると主張しているが、本法律案に規定する第三者委員会が企業・団体献金を存続させるとの結論を得た場合、維新はそれを受け入れるか否かについての法律案提出者（維新）の見解
 - イ 自民は企業・団体献金に関し、禁止より公開の立場を取っているが、第三者委員会が企業・団体献金を廃止するとの結論を得た場合、自民はそれを受け入れるか否かについての法律案提出者（自民）の見解
- (2) 衆法第2号に対する衆法第8号提出者（維新）の評価

高井崇志君（れ新）

- (1) 平成の政治改革の際、政治家が政党交付金を導入する代わりに企業・団体献金を禁止する旨の発言をしたとの認識に対する各法律案提出者（自民、維新、国民及び公明）の受け止め
- (2) 地方議員と企業の癒着があるのではないかとの考え方についての各法律案提出者（自民、維新、国民及び公明）の見解

塩川鉄也君（共産）

自由民主党の裏金問題

- ア 裏金問題にけじめがついたと考えているか否かについての法律案提出者（自民）の認識
- イ アと令和7年11月11日の衆議院予算委員会における中野洋昌議員に対する高市内閣総理大臣の答弁との認識の相違の有無についての法律案提出者（自民）への確認
- ウ 裏金問題が決着済みと考えていないことについての法律案提出者（自民）への確認
- エ 裏金問題の全容解明のために何を行うかについての法律案提出者（自民）への確認
- オ 裏金問題に係る新たな事実の指摘への対応についての法律案提出者（自民）への確認
- カ 裏金問題の真相解明、全容解明のために自由民主党として手段、取組を尽くすべきであるとの指摘に対する法律案提出者（自民）の見解
- キ 企業・団体献金について、企業・団体によるパーティー券購入及び政党支部への寄附という2つの抜け穴を塞ぐことがこの問題にけじめをつけることとなるとの指摘に対する法律案提出者（自民）の見解

福島伸享君（有志）

(1) 衆法第8号

- ア 政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方についていわゆる第三者委員会の結論が出たとしても、法制上の措置その他の措置を講じなかったり当該結論と異なる措置を講じたりすることがあり得るか否かについての法律案提出者（自民）への確認
- イ 第三者委員会の結論が望ましくないものだった場合に自動的に企業・団体献金を廃止する条項を設けなかった理由についての法律案提出者（維新）への確認

(2) 衆法第2号の修正協議

- ア 修正協議の呼びかけに応じるかどうかについての法律案提出者（維新）の見解
- イ 修正協議に応じない理由についての法律案提出者（維新）への確認
- ウ 修正協議について、企業・団体献金の廃止に向けた姿勢に変わりがないとする法律案提出者（維新）の所感